



鳥取県公報

平成 20 年 6 月 3 日 (火)
号外第 69 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (416) (文化政策課) 2
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (21) 4
- 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等の一部改正
(22) 4

告 示

鳥取県告示第416号

平成18年鳥取県告示第239号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金を変更し、及び追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成20年5月26日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成20年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 梨花ホール				1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 梨花ホール			
区 分			利用料	区 分			利用料
種別	設 備 名	設置数		種別	設 備 名	設置数	
略				略			
音響 設備 器具	略	1	1セット1 回につき 3,050円	音響 設備 器具	略	1	1セット1 回につき 3,050円
	効果卓				コンピュータミキ サー	1	1セット1 回につき 2,340円
					レコードプレーヤ 卓	1	1セット1 回につき 1,120円
					オープンテープデ ッキ卓	2	1セット1 回につき 1,630円
略				略			
	DATデッキ	2	1台1回に つき 810円		DATデッキ	2	1台1回に つき 810円
	ステージスピーカ	2	1台1回に				

		つき			
		1,120円			
ステージモニター スピーカー	<u>12</u>	1台1回に つき		1台1回に つき	1,120円
ステージモニター スピーカー（アン プ内蔵型）	<u>4</u>	1台1回に つき		1台1回に つき	1,320円
略					
マイク（コンデン サ型）	<u>57</u>	1本1回に つき		1本1回に つき	910円
略					
ブームスタンド	<u>35</u>	1本1回に つき		1本1回に つき	200円
略					
ポータブルミキサ ー	<u>4</u>	1セット1 回につき		1セット1 回につき	1,220円
略					
MDレコーダー	<u>4</u>	1台1回に つき		1台1回に つき	1,010円
マスターレコーダ ー	<u>2</u>	1台1回に つき		1台1回に つき	1,010円
HDレコーディン グシステム	<u>1</u>	1セット1 回につき		1本1回に つき	1,010円
略					
備考 略					
イ及びウ 略					
2 略					
ステージモニター スピーカー	<u>2</u>	1台1回に つき		1台1回に つき	1,120円
フロアモニター スピーカー	<u>2</u>	1台1回に つき		1台1回に つき	1,320円
略					
マイク（コンデン サ型）	<u>28</u>	1本1回に つき		1本1回に つき	910円
略					
ブームスタンド	<u>30</u>	1本1回に つき		1本1回に つき	200円
略					
ポータブルミキサ ー	<u>2</u>	1セット1 回につき		1セット1 回につき	1,220円
略					
MDレコーダー	<u>2</u>	1台1回に つき		1台1回に つき	1,010円
コンデンサーマイ ク	<u>5</u>	1本1回に つき		1本1回に つき	910円
コンデンサーマイ ク（卓上型）	<u>5</u>	1本1回に つき		1本1回に つき	910円
略					
備考 略					
イ及びウ 略					
2 略					

附 則

この告示は、平成20年6月3日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成20年6月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,814
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,450
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,147
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,128
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,012
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,962
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,680
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,025
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,802
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,827
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,985

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成20年鳥取県選挙管理委員会告示第4号（鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等について）の一部を次のように改正する。

平成20年6月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 <u>9,823</u> 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 <u>148,524</u>	鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 <u>9,824</u> 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 <u>148,528</u>

鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 53,172	鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 53,172
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 40,148	米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 40,148
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 14,025	倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 14,025
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 9,972	境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 9,972
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 3,685	岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 3,685
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 9,044	八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 9,044
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 16,818	東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 16,818
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 <u>12,843</u>	西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 <u>12,852</u>
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 4,008	日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1 の数 4,008